

第9期計画における保険者支援の記載について

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課
令和6年2月

第9期計画における保険者支援の記載について

【第9期計画における方針】

○以下4つの視点からきめ細かな助言や研修を実施

◎地域分析の支援

◎助言及び情報提供・共有

◎保険者機能強化のための研修

◎介護給付適正化の推進

支援のポイント

- 1 保険者機能強化のための区市町村研修や、地域包括ケア「見える化システム」に関する研修を通して、地域分析、地域課題の把握のために必要な知識や技術等の習得を支援する。
- 2 地域の特徴や課題を把握した上で、介護給付適正化等に向けた各種研修の実施や離島を含め技術的助言等を通して、保険者機能の強化に向けた支援を行う。
- 3 介護給付適正化については、国の主要5事業から主要3事業への再編の動きに倣い、保険者が効果的効率的に主要3事業を実施できるよう、実施率100%を目指して支援を継続する。
- 4 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、国の新たな支援として発出された点検ツールを活用した支援についても検討する。
- 5 介護保険制度の計画的・安定的な運営が困難な側面がある離島や山間地域の保険者に対する支援を行う。

第9期計画における保険者支援の記載について

第2部第8章第2節 地域包括ケアシステムのマネジメント機能強化に向けた保険者支援

- 区市町村が地域ごとに適切なマネジメントが行えるよう支援します
- 地域包括ケアシステムの各要素・分野ごとの支援を行うとともに、区市町村がそれぞれの**地域の資源や課題を把握し、地域の実情に応じたマネジメントを実施**できるよう、支援の在り方について検討していきます。
- 介護保険法第5条第2項に基づき**区市町村に対し必要な助言等**を行うとともに、地域包括ケア「見える化」システムを活用した**地域分析の方法等について支援**します。
- **専門家を招いた全体研修及び情報交換会**を開催し、実践的なテーマや取組事例の紹介等による知識や技術の習得、自治体間の情報共有を推進します。
また、PDCAサイクルに沿った自立支援・重度化防止等の取組が推進できるよう、その前提となる考え方や対応策、**効果的な事業展開やデータ活用の考え方**など、保険者機能の強化につながるカリキュラムを実施します。
- 区市町村が介護保険事業計画に記載した「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標」の指標や取組について、**他の自治体の状況も参考にできるよう**全区市町村の**状況を共有**します。
- 保険者機能強化推進交付金等の**評価指標を活用**して、区市町村の**取組状況を把握し、取組事例の共有等**を行うとともに、必要な支援につなげます。
- 区市町村が現在の地域包括ケアシステムの構築状況を振り返り、地域の実情や特徴に応じた取組を自律的に検討・実行できるよう、国から提供された**支援ツールの活用を支援**します。

第9期計画における保険者支援の記載について

第2部第2章第4節 介護保険制度の適切な運営

- 研修や個別的な支援によって区市町村の取組を推進します
- 区市町村職員等を対象に各種研修を実施し、適正化事業を行うに当たっての知識や他区市町村の**好事例の提供**を行うほか、全区市町村の取組状況を把握し**必要な助言を行います**。
- 特に、介護給付適正化の取組が十分ではない区市町村や支援を必要とする区市町村に対しては、専門的知識を補いながら、限られた人員体制の中でも取組を進めることができるよう**専門家の派遣**や、東京都国民健康保険団体連合会と連携した支援など、**個別支援を重点的に行います**。
- また、区市町村が、地域の状況を十分に踏まえた上で、重点的に取り組むべき分野を明確にしながら介護給付適正化に取り組めるよう、**地域包括ケア「見える化」システム等のデータの活用を支援**していきます。
- 東京都国民健康保険団体連合会や公益財団法人東京都福祉保健財団とも連携し、介護給付適正化に関するシステムの有効活用や、福祉用具の利用や住宅改修が適切に実施されていることをチェックできる区市町村職員の養成を図ります。
- **保険者機能強化推進交付金**・介護保険者努力支援交付金の給付適正化に関わる**評価指標も参考**に、各区市町村の実施データに基づいて**傾向を分析し、支援につなげます**。
- **介護給付適正化主要5事業から3事業に再編**されたことに伴い、「住宅改修・福祉用具点検」は「ケアプラン等の点検」に統合し、「介護給付費通知」は任意事業として、「給付実績の活用」と同様、積極的な実施が望まれる取組として位置づけ支援します。
- 介護給付適正化を効果的・効率的に推進するため、**東京都は主要3事業について標準的に期待する目標を設定**し、各区市町村はこれを踏まえて、具体的な事業の内容、実施方法とその目標を、実施目標として設定します。

第9期計画における保険者支援の記載について

第2部第2章第3節 介護サービス基盤の整備に向けた取り組み

- 離島等サービス確保対策検討委員会の開催、保険者である町村に対する介護保険業務の技術的助言等を通じて、離島等における介護保険制度の安定した運営基盤の確立に向けた支援に取り組みます。

【主な施策】

▷東京都高齢者保健福祉施策推進委員会保険者支援部会

東京都における高齢者保健福祉施策の推進を図るため、保健医療・福祉関係団体に所属する者、区市町村職員等に委員を委嘱し、主に都の保険者支援について検討します。

▷介護保険業務技術的助言

都内における介護保険事業の健全かつ円滑な実施を期すため、都内に制度の実施主体である市町村に対し、東京都介護保険業務技術的助言等実施要綱等に基づく技術的助言を実施します。

▷保険者機能強化のための区市町村職員研修

区市町村の保険者機能を強化するための知識や技術の習得及び自治体間の情報共有を支援するための研修を実施します。

また、区市町村が地域の特徴や課題を把握し、区市町村の計画策定や自主性・自立性を発揮した地域づくりを支援するため、地域包括ケア「見える化」システムの活用方法について研修を実施します。

▷離島等サービス確保対策検討委員会（離島等における介護保険支援事業）

離島や山間地域における安定したサービスの確保に向け、関係町村と離島等サービス確保対策検討委員会を設置し、検討を進めます。

第9期計画における保険者支援の記載について

【主な施策】

▷認定調査員等研修事業

区市町村が行う要介護認定が適切に実施されるよう、認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医を対象とした研修を実施し、知識・技能の修得・向上を図ります。

▷介護認定審査会運営適正化事業

要介護認定における審査判定等の適正化及び平準化を推進するため、区市町村職員を対象とした研修を実施します。

また、保健医療・福祉関係者及び区市町村の参画を得て高齢者保健福祉施策推進委員会保険者支援部会を設置し、要介護認定の状況について専門的立場から分析検討を行うとともに、区市町村の取組に対して必要な提案を行い、より適切な要介護認定を確保します。

▷ケアプラン点検研修会及び専門家の派遣

区市町村がケアプラン点検を円滑かつ適切に実施できるよう、「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」(平成26年3月東京都)を活用したケアプラン点検の方法等に関する研修を区市町村職員に対して実施するとともに、専門的な助言を行う人材を区市町村に派遣します。

▷東京都介護給付適正化推進研修会

介護給付適正化の取組や課題を東京都と区市町村とで把握・共有するため、区市町村職員を対象とした研修を実施し、地域包括ケア「見える化」システム等のデータの活用法の提示や、好事例の発表、グループディスカッションなどを行います。

▷介護給付適正化に向けた個別支援（特定分野における技術的助言）

東京都国民健康保険団体連合会と共同で、個々の保険者のニーズに応じた支援を実施します。各種帳票や介護給付適正化システムの活用が推進されるよう、具体的な帳票の見方やケアプラン分析システムの操作等、個別支援に取り組みます。

東京都における保険者支援について

令和6年度スケジュール（イメージ）

